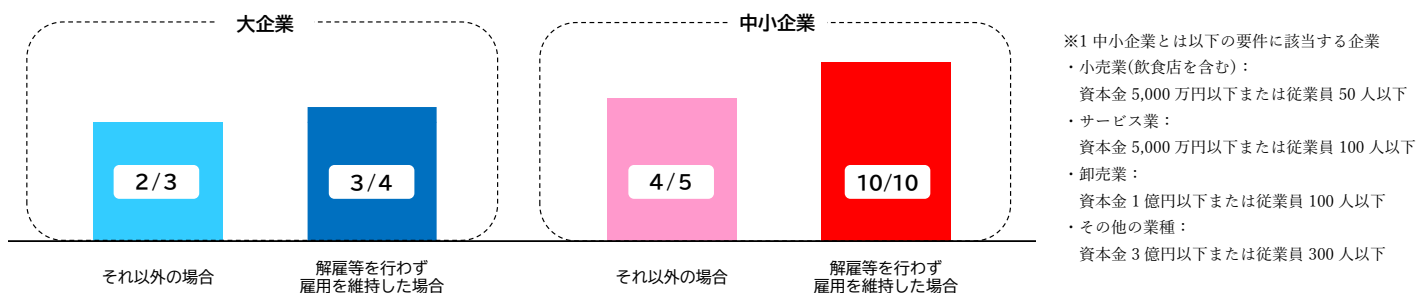


新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ 支援策の一部（続報）をご紹介します

～雇用調整助成金の上限額引き上げ／医療・介護サービス従事者等への慰労金～

1. 【雇用調整助成金の上限額引き上げ】

前号でもご紹介した雇用調整助成金の特例措置につきまして、令和 2 年 6 月 12 日付けでさらなる拡充がなされましたのでお知らせ致します。これまで雇用調整助成金の上限額は対象労働者 1 人 1 日当たり 8,330 円となっていたましたが、こちらの**助成率及び上限額が引き上げられ、助成上限額は対象労働者 1 人 1 日当たり 15,000 円になりました。**助成率は、企業の規模や、事業主が雇用を維持したか否かによって以下のようにわかります。



この 6 月 12 日付けの特例措置は、**令和 2 年 4 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの期間（緊急対応期間）を 1 日でも含む賃金締切期間が対象になります。**また、雇用調整助成金の支給限度日数は、原則 1 年間で 100 日分、3 年間で 150 日分ですが、緊急対応期間においては通常の支給限度日数とは別に支給を受けることが可能です。

■助成金の追加支給対応について

雇用調整助成金の支給申請済の事業者についても、助成金の上限額の引き上げと助成率の拡充を令和 2 年 4 月 1 日に遡って適用し、**既に支給決定を行っている事業者に対して追加の助成額が支払われます。**申請状況によって手続き・支給時期が異なりますのでご注意ください。

①支給申請済で、まだ支給決定されていない事業者

→追加支給の手続きは「不要」です。**差額(追加支給分)も含めて支給されます。**

②すでに支給決定された事業者

→追加支給の手続きは「不要」です。

支給済の助成額との**差額(追加支給分)は後日支給されます。**

③支給申請済で、過去の休業手当を見直し(増額し)、従業員に対し追加で休業手当の増加分を支給した事業者

→追加支給の手続きが「必要」です。**(令和 2 年 9 月 30 日まで)**

詳しい申請方法等につきましては、厚生労働省 HP をご確認ください。

◆厚生労働省 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

2. 【医療・介護サービス従事者等への慰労金】

厚生労働省は6月16日付けで医療従事者に、6月19日付けで介護サービス従事者に対し、それぞれ**条件に応じて定められた慰労金を給付することを決定しました**。慰労金の給付対象については、医療・介護それぞれ下記の要件に該当する職員とされています。

医療	①医療機関(病院及び診療所)に勤務し、患者と接する職員 ②勤務する都道府県にて、新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日または受入日のいずれか早い日から6月30日までの間に10日以上勤務したもの(但し、帰国者・接触者外来を設置する医療機関及び軽症者等のフォローアップ業務に係る宿泊療養施設の場合は、当該都道府県・政令市・特別区より当該役割を設定された日とする) ③「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員
介護	①介護サービス事業所・施設等に勤務し、利用者と接する職員 ②勤務する都道府県にて、新型コロナウイルス感染症患者1例目発生日または受入日のいずれか早い日から6月30日までの間に10日以上勤務したもの ③「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員

慰労金の給付額条件は次の通りです。

【医療従事者】		【介護サービス従事者】	
都道府県から役割を設定された医療機関等に勤務し、患者と接する医療従事者や職員	実際に、新型コロナウイルス感染症患者に診療等を行なった医療機関等である場合	感染者が発生・濃厚接触者に対応した施設・事業所に勤務し利用者と接する職員	【通所・施設系】 感染者・濃厚接触者発生日以降に勤務を行った場合 【訪問系】 感染者・濃厚接触者に実際にサービスを提供した場合
	上記以外の場合		上記以外の場合
その他病院、診療所、訪問看護ステーション、助産所に勤務し、患者と接する医療従事者や職員	20万円	その他の施設・事業所に勤務し利用者と接する職員	20万円
	10万円		5万円
	5万円		5万円

詳しくは厚生労働省 HP をご確認ください。

- ◆厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/content/000640951.pdf>
- https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00144.html

【融資新商品の取扱開始のお知らせ】

愛知商銀では7月1日より、**新たな融資商品**の取扱いを開始しました！

サポートローン

ご利用いただける方	事業開始後税務申告を3期以上行なっている法人・個人事業主
お使いみち	事業資金（運転・設備資金）
ご融資金利	3.6%～（別途優遇金利適用あり）
ご融資金額	100万円～1,000万円以内
ご融資期間	運転資金5年以内、設備資金10年以内
連帯保証人	1名以上
担保	原則不要

詳しくはお取引店舗または渉外係まで、お気軽にお問い合わせください！

本店営業部	052-451-5141	岡崎支店	0564-21-5141
一宮支店	0586-72-0256	今池支店	052-732-5426
豊橋支店	0532-53-7336	柴田支店	052-614-1231
春日井支店	0568-85-3222	津支店	059-224-1161

<https://www.a-sg.jp/>